

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取市

## 2. 構造改革特別区域の名称

鳥取市五しの里さじどぶろく特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

鳥取市の区域の一部（佐治地域）

## 4. 構造改革特別区域の特性

佐治地域は本市南部に位置し、東西 16.6 キロメートル、南北 8.5 キロメートル、総面積 79.89 平方キロメートルの東西に細長いV字渓谷にある。佐治地域は 1,000 メートル級の山々に囲まれ、西から東に千代川の支流佐治川が貫流し、緑豊かな山林、清らかな流水、澄んだ空気など豊かな自然環境に恵まれている。東は鳥取市用瀬地域、西は岡山県、南は鳥取市用瀬地域と岡山県、北は鳥取市河原地域に隣接している。気候は、日本海側特有の気候で中国山地型に属し年間を通じて降水量が多く、冷涼で冬季は積雪もある。

本市の人口は平成 25 年 12 月末の統計で 193,894 人、世帯数は 77,816 世帯となっており、うち佐治地域は人口 2,246 人、世帯数は 804 世帯である。佐治地域の人口（国勢調査）は、昭和 25 年の 5,467 人をピークに減少に転じ、現状では今後もこの傾向は続くと見込まれ、特に若年層を中心とした人口の流出による少子高齢化が進行するものと予想される。また、世帯数（住民基本台帳）も、昭和 60 年の 899 世帯から年々減少し、人口減少と合わせ、今後も徐々に減少していくことが予想される。

このような背景の中、佐治地域では、所要産業である豊かな自然を活かした農業、特に二十世紀梨の栽培と、手すき因州和紙の生産を地域ブランドとしており、近年は、「なし（二十世紀梨）」、「わし（手すき因州和紙）」に、国内有数の公開天文台さじアストロパークから見る「ほし（星）」、日本 3 大銘石のひとつに数えられる「いし（佐治川石）」、古くから伝承される「はなし（佐治谷話）」を加えた五つの「し」を地域資源とした地域づくりを進め、「五しの里」として佐治地域の魅力を全国各地へ発信している。

その他、体験型和紙工房「かみんぐさじ」、山王渓谷「たんぼり荘」、宿泊施設「コスモスの館」など佐治地域の観光施設及び地元で活動されている団体・グループなどと連携し

た林業体験などの田舎暮らし体験や、農家民泊に代表されるグリーンツーリズムを中心とした体験型・滞在型観光も推進している。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

佐治地域では、以前は梨栽培などの農業、和紙製造業などが主要産業として発展してきたが、それらの産業の現状は兼業化と高齢化が進み、零細な経営規模と低い労働生産による職業的魅力の低さから後継者不足が深刻となっている。

佐治地域では、このような課題を解決するため、主要産業の一つである農業を、より高収入・高付加価値型のものへと転換し、魅力ある農業経営を実現することが必要であると考えている。

また、これと併せて「さじアストロパーク」、「かみんぐさじ」、自然豊かな「山王谷自然公園」、「たんぼり荘」といった観光拠点の整備・充実を図るため、他の産業との連携によって一層魅力ある滞在型観光に取り組み、地域経済の活性化につなげることが求められている。

本計画は、佐治地域で生産した米を使用した「どぶろく」の加工製造及び提供を合わせた6次産業化に取り組み、より高利潤な農業経営の実現を目指すと同時に、観光施設や地元小売店・農園レストラン等で「どぶろく」を提供することによって、地域内の観光資源の開発と魅力醸成が図られ、佐治地域の目指す農業・観光を中心とした地域経済の活性化を図るために重要となる。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

本計画では、佐治地域で生産する減農薬栽培による特別栽培米「きらり」を使用して「どぶろく」の製造を行い、その提供を行うことで新しい観光の魅力創出につながり、併せて他の観光資源との連携を図ることで新たな観光ルートを構築できるなど、佐治地域の目指す滞在型観光に結びつけることで、観光振興に期待できる。また、特別栽培米「きらり」を使用することで水稻生産にも新たな活力が生まれ、減衰傾向にある農業に歯止めがかかるなど、農業振興にも寄与することを目標とする。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により「どぶろく」の製造、提供が行えるようになることで、佐治地域の農業、観光が発展し、地域経済の活性化や地域の自立的な活動につながることを期待される。

農業分野では、佐治地域で生産する特別栽培米「きらり」を原料とした「どぶろく」の

製造及び提供は、農業製品の 6 次産業化であり、生産から販売まで一括して生産者が行うことで利益率の高いものにすることができる。また、併せて他の農業製品の 6 次産業化も進め、魅力ある農業経営に結びつけることで、農業の担い手を引き寄せ、持続的な農業の振興につなげることなどが期待できる。

観光分野においても、「どぶろく」の製造・提供を地域の新たな魅力として位置付け、他の観光資源と組み合わせた観光ルートの構築や、グリーンツーリズム、まちとむらの交流推進などとあわせた観光プランの提案など、新しい体験型・滞在型観光につながることを期待できる。

「どぶろく」の製造・提供の実践によるこれらのサイクルが、地域経済に新たな活力を生み、地域団体の自主的な活動を促す契機となり、地域社会の総合的な持続的発展につながることを期待される。

#### ○地域内に期待される経済的社会的効果及び数値目標

小規模ながらも「どぶろく」の製造・提供により、特別栽培米「きらり」に付加価値が付き、生産量の拡大と、「どぶろく」の話題性から観光客の入込数も増加も見込まれ、新たな起業なども期待できる。

	現 在	26 年度目標	29 年度目標
地域内の「どぶろく」製造者	0 件	1 件	3 件
地域内のきらり米生産高	980kg	1,330Kg	2,030Kg
どぶろく製造量 (単位; ㍓)	0 ㍓	100 ㍓	200 ㍓
きらり米売上高 (単位; 円)	362,600 円	475,450 円	717,800 円
地域内の観光集客数	26,000 人	32,000 人	45,000 人

#### ※積算根拠

- ・ 10 a のほ場からのきらり米の収量 ⇒ 約 350 kg
- ・ きらり米の販売価格は約 370 円/kg
- ・ 1 ㍓の「どぶろく」を製造するために米約 3 合 (450 g) 必要であることから、「どぶろく」製造量の目標を設定する

#### 8. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン等）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令に定めるものを含む。）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

上記2に記載の者であって、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

鳥取市の区域の一部（佐治地域）

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造すること。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

佐治地域では、無農薬米、減農薬米など品質の高い米の生産に積極的に取り組んでおり、これらの品質の高い米を使用し、より付加価値の高い特産品を創出することは、農業の振興及び地域活性化に必要であり、当該規制の特例措置の適用は不可欠である。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため、市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法規定に違反しないよう指導及び支援を行う。